解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月二十二日

鹿児島県霧島市隼人町見次一三〇〇番地二

MatriX Technologies Japan合同会社

清算人　菅原　也博

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年二月二十九日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月二十二日

福井県小浜市本保第四五号二五番地

農事組合法人ほんぼ

代表清算人　河原　勝

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十八年三月十八日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月二十二日

大阪府大阪市中央区博労町一丁目九番八号

堺筋ＭＳ第二ビル九階

大阪装粧厚生年金基金

代表清算人　松井　誠司

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年十一月三十日開催の社員総会の決議並びに茨城県知事の認可により、平成二十八年二月二十五日をもって解散いたしました。当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月二十二日

茨城県水戸市三の丸一丁目三番二九号

医療法人秀栄会

代表清算人　山田　裕之

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年三月十一日栃木県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。土地区画整理法第四十七条の二第四項の規定により公告します。

平成二十八年三月二十二日

栃木県栃木市藤岡町藤岡一〇二二番地五

藤岡町荒立北土地区画整理組合清算事務所

代表清算人　進上　嘉一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年二月二十九日社員の欠乏により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月二十二日

鹿児島市宇宿一丁目四一番一四号

医療法人博川会

清算人　大徳　恭久

解散公告（第三回）

当厚生年金基金は、平成二十八年三月四日厚生労働大臣の認可により解散したので、当厚生年金基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月二十二日

東京都台東区東上野三丁目一番一〇号

全国調理食品加工業厚生年金基金

代表清算人　岩田　功

第七十七期決算公告

平成二十七年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部	
流動資産	九、五九一、六二二、四一九
固定資産	六、九九八、六六四、〇二五
合計	一六、五九〇、二八六、四四四
負債及び純資産の部	
流動負債	六、四一一、六四一、九七八
固定負債	一、三八三、一六九、〇〇〇
株主資本	八、七九五、四七五、四六六
資本金	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
資本剰余金	七九、〇二五、二五九
利益剰余金	八、六四二、四三二、六七七
（当期純利益）	（七四六、〇九三、七〇三）
自己株式	△二五、九八二、四七〇
合計	一六、五九〇、二八六、四四四

平成二十八年三月二十二日

埼玉県川越市芳野台三丁目一番地一

三輪精機株式会社

第十三期決算公告

平成二十七年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部	
流動資産	一四〇、四九四
固定資産	二三、八五五
合計	一六四、三四九
負債及び純資産の部	
流動負債	一七、〇四八
株主資本	一四七、三〇一
資本金	一〇、〇〇〇
利益剰余金	一三七、三〇一
利益準備金	二、五〇〇
その他利益剰余金	一三四、八〇一
（うち当期純利益）	（四〇、一八五）
合計	一六四、三四九

平成二十八年三月二十二日

東京都港区浜松町一丁目二七番一六号

株式会社ビルド・クリエイティブハウス

代表取締役社長　河野　泰夫

第三期決算公告

平成二十七年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部	
流動資産	六五、三四三
固定資産	二、四八二
合計	六七、八二六
負債及び純資産の部	
流動負債	一九、五三八
賞与引当金	三、三五五
その他	一六、一八三
株主資本	四八、二八七
資本金	五〇、〇〇〇
利益剰余金	△一、七一二
その他利益剰余金	△一、七一二
（うち当期純利益）	（一〇、〇〇九）
合計	六七、八二六

平成二十八年三月二十二日

東京都港区東新橋一丁目八番一号

株式会社電通そらり

代表取締役　石崎　雅人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県由利本荘市松ヶ崎字光禅寺前九三番地、最後の住所秋田県由利本荘市岩城亀田亀田町字亀田町四番地一〇

被相続人　亡　齋藤　昌男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十二日

秋田県由利本荘市給人町七番地三　本荘合同ビル一―二　髙橋重剛法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　重剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県筑西市横塚二七五番地、最後の住所茨城県石岡市三村六二八六番地一センチュリー石岡　被相続人　亡　日向　敦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十二日

事務所茨城県つくば市東新井三番地四ＴＯＳビル四階つくば法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山田　昌典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市久慈町三丁目一四一五番地、最後の住所茨城県水戸市全隈町一二五六番地の七　フォレストヴィラ水戸

被相続人　亡　千田　政雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十二日

茨城県笠間市中市原六四番地一

相続財産管理人　堀江　大介